

1億3,169万6千円の追加 総額 86億758万6千円

主な歳入

- ・地方譲与税 520万円 [所得譲与税]
- ・負担金 635万7千円 [保育料徴収金]
- ・国庫支出金 1,784万円 [身体障害者福祉費・次世代育成支援費・交通安全施設費]
- ・県支出金 4,661万8千円 [身体障害者福祉費・児童、社会福祉費・道路新設改良費]
- ・諸収入 1,744万2千円 [ごみ袋指定化収入など]

平成十七年十二月定例議会で
可決された一般会計補正予算の
概略は表のとおり

一般会計

補正

可決!!

主な歳出

総務費

2,272万7千円



- ・一般コミュニティ助成事業補助金
- ・電算システム修正委託料
- ・新設学校用地開発基金積立金
- ・リサイクル積立金

民生費

4,057万円



- ・重度心身障害者医療助成
- ・身体障害者・知的障害者支援費
- ・いいあんべ一家運営委託料
- ・母子父子家庭等医療費助成

衛生費

1,264万7千円



- ・人間ドック検診委託料
- ・一般健康診査委託料
- ・一般廃棄物処理手数料
- ・徴集事務委託料

土木費

4,382万5千円



- ・小波津川河川改修事業道路整備用地購入費
- ・交通安全施設整備工事費
- ・那覇広域都市計画変更調査委託料
- ・道路補修工事費

教育費

1,428万3千円



- ・町人材育成会補助金
- ・学校・幼稚園管理費
- ・学校給食共同調理場費

予備費

△357万6千円



特別会計 補正

公共下水道
事業



歳入歳出の総額に72万7千円を追加
下水道使用料の増の為!

国民健康
保険

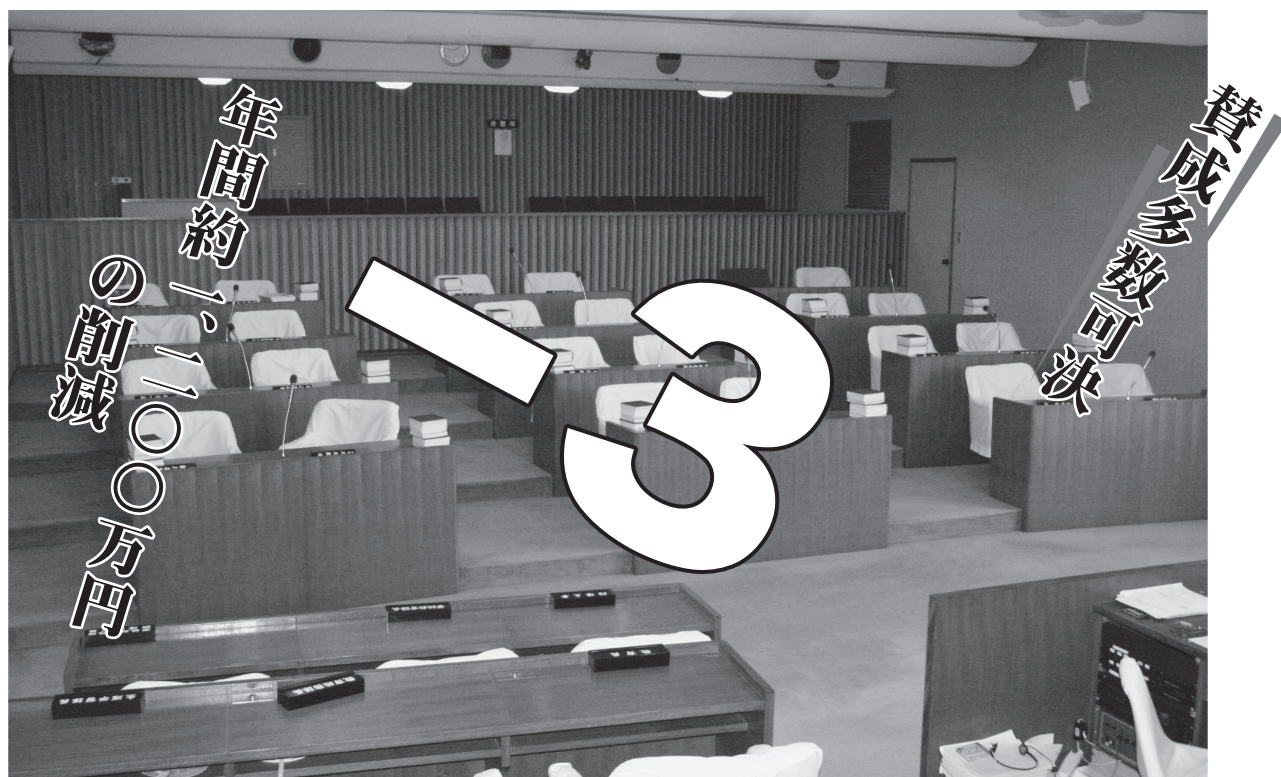


歳入歳出へ1億3,696万円を追加
＜内訳＞

国庫支出金 6,989万6千円

療養給付費等交付金 6,706万4千円

議員定数条例を改正!



平成18年9月の選挙から議員の定数が19名に!

理由

国の三位一体の改革により、地方自治体の徹底した行財政改革が進められている。本議会においても行財政改革調査特別委員会を設置し効率的な行政の確立に向けて適正な議員定数の検討を重ねてきた。議会に於いても町民の声、財政の問題等から、自ら改革をする必要がある。よって議会の役割任務の遂行を失う機能を損なうことなく最も適正な定数であると考ええる。

賛成者 15名

反対者 3名

退席 1名

国の三位一体の改革で地方自治体の財政は交付税の削減で多大な影響を受けている。西原町の行財政の状況、近隣市町村の動向、町民の議会に対する意見等を聞くと議会自らの意志で定数の削減をすべきと考える。

西原町は県内に於いては財政的な規模そして人口も3万人余で、22名の定数が町民の代表として必要である。今後は人口の増も考えられる。

条例改正

前納報奨金制度を廃止！

18年度から町民税や固定資産税等の早期一括徴収割引が廃止されます。

指定管理者制度がスタート

いいあんべ〜家

地方自治法により、管理委託制度を採用し、町社協に管理委託してきたが、平成15年6月の法改正により管理委託制度が廃止され、指定管理者制度のもとで管理することになったための改正

3役の給与を減給

職員の不祥事により

町民に計り知れないご迷惑をかけたことを深く陳謝し、その道義的責任において給料月額を3ヶ月間、5%を減額するもの

町 長 △37,750円×3ヶ月
助 役 △30,750円×3ヶ月
収入役 △28,850円×3ヶ月
産業課長 戒告処分

行財政改革調査特別委員長報告

議員定数については地方自治法が改正され、法定数制度が廃止された。地方公共団体においては、条例で規定することになっております。議会の運営上、本会議中心主義、委員会中心主義等、議会審議のあり方、委員会の数、1委員会あたりの委員数等の規定にかかわってくることになります。議会の任務の遂行する為に町の規定から見て、議員数、議会費の財政的負担は適当であると思われるが、町民の削減の声、周辺市町村の状況を見捨てることはできない。1委員会あたりの委員数は最低6名をもって構成することが望ましいと言われております。当議会は定数を22名から各議員の意見を踏まえて、望ましい議員定数にすべきという意見が多数である。

平成17年3月議会で議長を除く19名全議員による特別委員が設置され、7回にわたって審査した結果、7ページに及ぶ報告書が提出されましたが、まとめの部分を要約してあります。

